

# 総務常任委員会

## 南相馬チャンネルの工事請負契約の締結

**質疑** 今回の契約はこの業者しかいなかったということですが、契約の妥当性を検証するためにどのような手立てを講じたのか伺う。

**答弁** 今回の事業については本年の3月31日に制度化された全く新しい放送形態である。富山県の南砺市がエリア放送の特定の指定を受け、南相馬チャンネルの基礎となる実験放送を行っている。その段階から2年間にわたり当業者は携わっており、現段階ではヨーズマーしかない。審査の結果、原案の通り可決。



みなみそうまチャンネルの試験放送機器

## 平成24年度南相馬市一般会計補正予算

**質疑** 昨年度の税の減免に関して、特別交付税で果たしてどの程度充当されるかが解らない中では、事業執行の判断が難しい場面もあったかと思うが、今回のように明確に出てくることでその考えに何か影響はあるか伺う。

**答弁** 先の税の減免については、当初、税制改革による課税免除分は100%の充当率で100%の交付税措置、条例による減免について100%の充当率で75%の交付税措置というスキームを国が提示してきた。財政担当からすると、固く見積もらざるを得ない。

**質疑** 放送事業者に対して補助を出して、アンテナを整備するといった形になった経緯、それからアナログ放送終了後、時が過ぎてからの整備となった事情等について伺う。

**答弁** 今回整備する地区については、高性能アンテナをもつてしても解消できないというところで、地区で共同アンテナを上げるという方式がある。かなり多くの世帯が見れないという状況を見て、NHKをはじめ民放各社がアンテナを立ててもいいということになっている。

**質疑** 残る難視地域というのはどれくらいの数となるのか。

**答弁** 旧警戒区域の主に小高区の難視地域が残る。7地域11世帯となる。

**質疑** 今後の取り組みはどういう考えでやっていくのか。

**答弁** 旧警戒区域については避難中ということもあって説明会を開催するのが難しい状況である。国に確認したところ、まず小高区が避難指示区域解除になったら、まず暫定対策としてBS放送で地デジ放送を見ることができると、すぐにその措置をする。その間に説明会等を実施し、本格的な対策を講じていく。

**質疑** 小高津波被災地区の光ファイバー復旧箇所について伺う。

**答弁** 光ファイバーについては、幹線を市で整備し、通信事業者に貸し出す方式である。借り受けた通信事業者は各家庭に引き込むところを整備する。近くに幹線があれば、通信事業者にお願いをして、災害危険区域であってもそこまでの延伸をお願いするということである。本復旧事業は26年まで補助要望が国から来ていることから、26年までは可能と考えている。その中で順次対応していきたいとの答弁。

**質疑** 線量計の配布と住民の帰還の促進はどのように結びつくのか。

**答弁** 今回の線量計配布により不安を解消し、安全安心を確保するということが、当初市内にいらつしやる方ということだったが、それでは足りないということで市外に避難している方に対しても郵送で配布し、より帰還を促すという形で進めている。

**質疑** 線量計の配布については震災以降訴えてきて、今回実現するわけだが、このように時間がかかった経緯について伺う。

**答弁** 一つには機種を選定

においていろんな機種があることから、こういった機種が一番かということがあった。さらには県の補助事業を活用するなかその補助がなかなか決まらなかった。

**質疑** メンテナンスについては年配の方々にすると対応できないかもしれないと思うが。

**答弁** 今回の申請の中でも、高齢世帯や障がいのある世帯など直接とりに来ることでできないと連絡を多数いただいている。そういった中で民生委員や行政区長に連絡をして対応しているようなこと

もある。そういったことも踏まえながら、今後対応していきたい。

**質疑** 来春作付するとなつたときに間に合うように農地の除染はやりたいという考えのようだが今回、債務負担行為を今から組むという必要性はどうゆうふう判断したのか。

**答弁** プロポーザル方式を利用するとなれば、単年度ごとの形にならない。3カ年やる前提での業者からの提案があつて初めて契約に結び付けられるわけで、総事業量に応じた工期を設定するならば、遂行するための債務負担行為としての2カ年、3カ年の契約と理解しているとの答弁。

審査の結果、原案の通り可決。

# 建設経済常任委員会

平成24年度南相馬市一般会計  
補正予算

**質疑** 農と福祉の連携によるシニア能力モデル事業の昨年の実績は。又、原町区の仮設住宅での要望の有無と今後の展開は。

**答弁** 実績については、鹿島区の仮設住宅入居者147名に対し、指導員14名を配置、農園面積3千239㎡を借地し、4棟のハウスを建てて活動をを行った。現在は、鹿島区のみは、今後の課題と捉えているが、現在のところは考えていない。

**質疑** 災害公営住宅整備事業の入居対象は、地震津波被災者のみで、原発被災者は対象としていないのか。

**答弁** 現状の中では、地震津波被災者を対象としているが、福島特措法の中で原発被災者についても入居を可能とする。区域の設定や除染の進行状況を勘案しながら、建設予定戸数の350戸に上積みしていく。市外からの入居希望者についても、県の整備の中で

市内に誘致していく考えである。

**質疑** 被災農家経営再開支援事業補助金は、小高区井田川地区180haが支援対象面積から除かれている。

ポンプ場が大きく破壊されており、復旧が大変困難という問題を抱えているが、土地利用の方向は。



井田川の排水作業（小高区）

**答弁** 現在ポンプ復旧で700mmのポンプ一基と、一時借用している200mmのポンプ八基で水を汲み上げている。10月には更に一基のポンプが復旧されるが、当面南部地区の湛水防除が完成しない限り、原状復旧には相当の時間がかかる。

**質疑** この事業は地域農業復興組合を通じて実施している。小高区は鹿島区、原町区と進捗状況が全く異なっているが、この事業は今後どのくらい継続されるのか。

**答弁** 津波被災地区については2年間であるが、小高区については、瓦れき片付けの進捗状況を見ながら判断していきたい。

**質疑** 農業系汚染廃棄物仮置事業では、堆肥の減容化の中で使えるものが出てくる可能性があるが、市ではどのように考えているのか。

**答弁** 堆肥の暫定許容値に400ベクレルと定められており、それ以上に汚染されている堆肥については、基本的に土壌に使用することは困難である。現在、農家に一時仮置きしたものは、今後、市が設置する仮置き場に、そして最終的に国の中間貯蔵施設へと流れることになる。

**質疑** 工業基盤整備構想策定事業は、整備予定地は圃場整備が完了したところであり、土地所有者との協議はどのようなになっているのか。

**答弁** 土地改良事業と関連して進めて行く予定。対象用地も含め、広いエリアで大型の圃場整備を進める予定であり、その中で、創設非農用地<sup>※</sup>を設定し、そこに工業用地をつくる。地権者、地域の方に説明しているが、これに反対するという話は現在のところない。

**質疑** 復興住宅施設建設促進補助事業は、復旧作業員等の宿舍確保策だが、復旧後の再利用も視野に入れた宿舍にする必要があるのではないか。

**答弁** 国の復興交付金事業であり、復興従事者の宿泊という条件がある。10年間は目的外使用が出来ない。運用の中で検討していきたい。

**質疑** 企業立地促進事業助成金の対象企業の業種及び従業員数はどうか。

**答弁** 業種は、精密部品の製造、カメラの望遠レンズの部品及び測定工具の部品などの製造。現時点で従業員は3名だが、5名の雇用増を計画。工場用地取得面積4千800㎡。工事着工は7月の予定で、操

業開始は今秋の予定である。

**討論** 今回、大規模な工業団地を造成することから、工業団地が速く埋まるように、そして南相馬市が勢いづいて復興できるよう、あらゆる手段を講じてPRし、企業を誘致し、復興による市民の幸せ、福利のため全力をつくすよう申し添えて賛成する。

審査の結果、原案の通り可決。

平成24年度南相馬市工業用地等整備事業特別会計補正予算  
審査の結果、原案の通り可決。

専決処分<sup>※</sup>の報告及びその承認  
審査の結果、原案の通り可決。

陳情第5号 復興に向けた民間集合住宅建設支援について

現在、民間の住宅不足は、緊急的なことであり、助成制度の拡充、予算配分を市当局が国、県に対して、十分なる行動を起こしていくことを期待して、採択すべきとの意見。審査の結果、原案の通り採択。

(※) 創設非農用地  
農地の土地改良事業で、対象用地の30%以内で工場用地などの農地以外の土地を創設できる。